

法人の事業税

★ 納める人 ★

県内に事務所・事業所を持って事業を行っている法人、法人でない社団または財団で代表者または管理者の定めがあり、かつ、収益事業または法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。）の引受けを行っているもの、そして、法人課税信託の引受けを行う個人です。

★ 納める額 ★

※資本金または出資金の額が1億円を超える普通法人は、次ページの外形標準課税の対象となります。

法人の種類等	所得区分等	税率			
		平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
普通法人 （一般の法人 法人でない社団や 財団など）	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%		
	年400万円を超え年800万円以下の所得	5.1%	5.3%		
	年800万円を超える所得	6.7%	7.0%		
特別法人 （協同組合、信用金庫 医療法人など）	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%		
	年400万円を超える所得	4.6%	4.9%		
資本（出資）金の額が1千万円以上で、3以上の都道府県に事務所などを有する法人	普通法人 所得金額	6.7%	7.0%		
	特別法人 所得金額	4.6%	4.9%		
電気供給業（発電事業等・小売電気事業等）を行う法人	資本（出資）金の額が1億円を超える法人	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%
		付加価値額	—	0.37%	
		資本金等の額	—	0.15%	
	上記以外の法人	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%
		所得金額	—	1.85%	
上記以外の電気供給業・ガス供給業* ¹ 及び保険業を行う法人	収入金額	0.9%	1.0%		
特定ガス供給業* ²	収入金額	—	0.48%		
	付加価値額	—	0.77%		
	資本金等の額	—	0.32%		

※1 ガス供給業のうち、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業に限ります。

※2 特定ガス供給業とは、ガス事業法に規定するガス製造事業者（特別一般ガス導管事業者の供給区域において同法に規定するガス製造事業の用に供する液化ガス貯蔵設備を維持し、及び運用するものに限る。）である法人が行うもののうち、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業をいいます。

法人の事業税

※税額の計算方法

一般法人、特別法人の場合

$$\boxed{\text{所得金額}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

電気供給業（発電事業等・小売電気事業等）の場合 ※資本（出資）金の額が1億円以下の法人

$$\left(\boxed{\text{収入金額}} \times \boxed{\text{税率}} \right) + \left(\boxed{\text{所得金額}} \times \boxed{\text{税率}} \right) = \boxed{\text{税額}}$$

電気供給業（発電事業等・小売電気事業等）の場合 ※資本（出資）金の額が1億円を超える法人

$$\boxed{\text{収入金額}} \times \boxed{\text{税率}} + \left(\begin{array}{l} \boxed{\text{付加価値額}} \times \boxed{\text{税率}} \\ \boxed{\text{資本金等の額}} \times \boxed{\text{税率}} \end{array} \right) = \boxed{\text{税額}}$$

上記以外の電気供給業、ガス供給業、保険業の場合

$$\boxed{\text{収入金額}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

特定ガス供給業の場合

$$\boxed{\text{収入金額}} \times \boxed{\text{税率}} + \left(\begin{array}{l} \boxed{\text{付加価値額}} \times \boxed{\text{税率}} \\ \boxed{\text{資本金等の額}} \times \boxed{\text{税率}} \end{array} \right) = \boxed{\text{税額}}$$

★ 申告と納税 ★

法人が申告と同時に納めることになっています。

申告書の提出、税の納付期限などは法人の県民税と同じで、一つの申告書で県民税と事業税が同時に記載できるようになっています。電子申告・納税も可能です。

★ 市町村への交付 ★

県に納入された法人事業税のうち 7.7%を、県内の市町村に交付します。

○法人事業税における外形標準課税

資本金または出資金の額が1億円を超える所得課税法人^{*}を対象とし、所得基準と外形基準を合わせて課税する制度で、平成16年4月1日以後に開始する事業年度から適用されています。

1 対象法人 資本（出資）金の額が1億円を超える所得課税法人^{*}

※公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人を除きます。

令和7年4月1日以後開始事業年度は、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人は、当該事業年度に資本金1億円以下であっても、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。

令和8年4月1日以後開始事業年度は、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下であっても、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。

2 課税標準

種類	課税標準
所得割	所得金額
付加価値割	付加価値額 (報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料±単年度損益-雇用安定控除額等)
資本割	資本金等の額 (法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額に地方税法第72条の21の一定の金額を加減算したもの。また、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額」より少ない場合には、「資本金と資本準備金の合計額」) ※その他控除措置があります。

法人の事業税

3 税額等

$$\boxed{\text{法人事業税額}} = \boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{付加価値割額}} + \boxed{\text{資本割額}}$$

区 分		平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
所得割	年400万円以下の所得	1.6%	0.3%	0.4%	1.0%
	年400万円を超え年800万円の所得	2.3%	0.5%	0.7%	
	年800万円を超える所得	3.1%	0.7%	1.0%	
	資本（出資）金の額が1千万円以上で、3以上の都道府県に事務所などを有する法人	3.1%	0.7%	1.0%	
付 加 価 値 割		0.72%		1.2%	
資 本 割		0.3%		0.5%	

特別法人事業税（国税）

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、特別法人事業税（令和元年9月30日以前は地方法人特別税）が課税されています。

★ 納める人（納税義務者）等 ★

特別法人事業税は、法人事業税（所得割または収入割）の納税義務者に対してかかる国税です。

★ 納める額 ★

法人事業税額（標準税率により計算した所得割額または収入割額）に法人の種類により税率をかけたものになります。

課 税 標 準	税 率				
	地方法人特別税		特別法人事業税		
	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
ア 外形標準課税対象法人の所得割額	93.5%	414.2%	260%		
イ 所得割額によって法人事業税を課税される特別法人の所得割額	43.2%			34.5%	
ウ 所得割額によって法人事業税を課税される普通法人の所得割額				37%	
エ 電気供給業（発電事業等・小売電気事業等）を行う法人の収入割額				30%	40%
オ 上記以外の電気供給業・ガス供給業及び保険業を行う法人の収入割額				30%	
カ 特定ガス供給業を行う法人の収入割額				30%	62.5%

★ 申告と納税 ★

特別法人事業税は、申告納付する法人が、標準税率分の法人事業税（所得割・収入割）の税額を課税標準として計算した税額を、法人県民税・事業税と同じ申告書に記載し、申告と同時に都道府県に納めることとなります。